◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約七、〇〇〇平方メートル 建物：約四、八〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月二十五日から同年十月十日までの間 二　収のための追加期間 航空自衛隊三沢基地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	公有	土地：約一八〇平方メートル 工作物：鋪床等 工事用地として追加提供する。 使用期間：日米合同委員会の承認の日から令和九年六月三十日までの間
五一二一	築城飛行場	春日市	国有	建物：約二〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十五日から同月十九日までの間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊春日基地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九一	那覇飛行場	那覇市	国有 民有 国有 国有	土地：約一、三〇〇平方メートル 土地：約七、一〇〇平方メートル 建物：約二、六〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十六日から同月二十二日までの間 航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有 民有 国有 国有	土地：約二、六〇〇平方メートル 土地：約七〇平方メートル 建物：約二、六〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九三	与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町	公有 民有 国有 国有	土地：約五、九〇〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十二日から同年十月三日までの間 陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九四	南那覇駐屯地	那覇市	国有	建物：約一、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 陸上自衛隊南那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九五	石垣駐屯地	石垣市	国有	土地：約四、四〇〇平方メートル 建物：約一、八〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十二日から同年十月三日までの間 陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一九三	浜松飛行場	浜松市	国有	土地：約六〇〇、〇〇〇平方メートル 建物：約二三〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として新規提供する。 使用期間：令和七年九月十五日から同月十九日までの間 二　収のための追加期間 航空自衛隊浜松基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。